



「成績照会システム・願書訂正依頼システムの
アウトソーシングサービス」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019年4月1日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「成績照会システム・願書訂正依頼システムのアウトソーシングサービス」に関する契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「成績照会システム・願書訂正依頼システムのアウトソーシングサービス」

(2) 契約期間

2019年4月中旬から2022年3月31日まで

(3) 概要

現在、IPAで運用している「成績照会システム・願書訂正依頼システム」を正常かつ正確に稼働させるとともに、障害が生じた場合迅速に復旧させ、サービスが滞りなく行われることを目的とする。具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先
独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成センター 国家資格・試験部 管理グループ 担当：中村、日野
電話番号：03-5978-7600

E-mail: jitec-sys-koubo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙の「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年4月11日(木)17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙の「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 平成 31・32・33 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
※資格審査結果通知書の交付が間に合わない場合は、全省庁統一資格の有資格者名簿に登録済であることが分かる書類を提出すること。
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「成績照会システム・願書訂正依頼システムのアウトソーシングサービス」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
.....					
主要役員 （非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

仕様書

1. 件名

成績照会システム・願書訂正依頼システムのアウトソーシングサービス

2. 業務概要

2.1 目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の事務サービスとして、成績照会及び願書訂正依頼の受付を実施している。成績照会システムはIaaS（Infrastructure as a Service）、願書訂正依頼システムはSaaS（Software as a Service）によるアウトソーシングサービスで実施しているところであり、現行アウトソーシングサービス契約が2019年3月末をもって契約満了となるため、現状と同水準のサービスレベルを維持したまま、2022年3月末までのアウトソーシングサービス契約を締結するものである。

2.2 システムの概要

2.2.1 成績照会

- ・情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の受験者が、可否と得点を閲覧するための Web システムである。
- ・サービス期間は春期試験（5月中旬～9月末）分と秋期試験（11月中旬～3月末）分の約9か月間である。
- ・サービス期間中は24時間稼働である。
- ・サービス期間中の利用者は、のべ約40万人である。

2.2.2 願書訂正依頼

- ・情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の応募者が、インターネット願書受付システムから願書を提出した応募者を対象とし、訂正依頼の申請を受け付ける Web システムである。
- ・サービス期間は春期試験（1月中旬～2月下旬）分と秋期試験（7月中旬～8月下旬）分の約3か月間である。
- ・サービス期間中は24時間稼働である。
- ・サービス期間中の利用者は、のべ約3,000人である。

2.3 作業内容

(1) 成績照会

本仕様書で記述する要求仕様を満たす、IaaS型のパブリッククラウドサービス上にWebインフラ環境を用意すること。

ア 稼働環境サービス提供期間

2019年5月1日～2022年3月31日

イ 稼働環境構築

上記稼働環境の構築に係る各作業。作業は2019年4月30日までに完了すること。

(2) 願書訂正依頼

本仕様書で記述する要求仕様を満たす、SaaS型のWeb入力フォーム及び公開用Web環境を用意すること。

ア 稼働環境サービス提供期間

2019年5月1日～2022年3月31日

イ 稼働環境構築

上記稼働環境の構築に係る各作業。作業は2019年4月30日までに完了すること。

ウ Web フォーム作成

稼働環境構築に当たり、Web フォームの作成に係る各作業。

2.4 実施体制

2.4.1 実施体制

- (1) データの機密性・完全性が求められるインターネットによる成績照会等の業務を行うシステムのアウトソーシングサービスを請け負った実績があること。
- (2) 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の制度及び業務に関する知見を有するとともに、確実な業務の遂行が可能な履行体制を確保していること。
- (3) プロジェクト管理者として以下の条件を満たす者を配置すること。
情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者又は同等の能力を有することが明らかな者で、資格等を取得後2年以上の実務経験を有すること。
- (4) 情報セキュリティ管理者として以下の条件を満たす者を配置すること。
情報処理安全確保支援士又は同等の能力を有することが明らかな者で、実務経験を有すること。
- (5) 作業要員として、以下の条件を満たす者を含めて配置し、作業を円滑に実施すること。
情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験の高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験）、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験のいずれかの合格者又は同等以上の能力を有することが明らかな者。

2.4.2 公的認証

- (1) 品質管理について、JISQ9001：2008（ISO9001：2008）、又は JISQ9001：2015（ISO9001:2015）の認証を取得しており、本業務を行う部署又は本業務に参画できる部署が認証の適用範囲に含まれていることが望ましい。
- (2) セキュリティ対策について、本業務を行う部署又は本業務に参画できる部署が ISMS 適合性評価制度に基づく認証（JISQ27001：2006（ISO/IEC27001：2005）又は JISQ27001：2014（ISO/IEC27001：2013））を取得していること。若しくは、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者であること。
- (3) セキュリティ対策について、クラウドの対象サービスが ISMS 適合性評価制度に基づく認証（JISQ27017：2016（ISO/IEC27017：2015））を取得していること。

2.5 検査方法

2.5.1 検査基準

(1) 検査の実施

請負者は、毎月の各サービス提供期間終了後、業務終了報告書を提出すること。IPAは、業務終了報告の受領後、各サービスの提供状況の確認を毎月実施するものとする。また、毎年の各サービス開始日直前期には、各システムの正常動作確認を実施する。

(2) 検査期間

IPAは、業務終了報告の受領後、10日以内に本書に基づき検査を行う。

(3) 合格基準

IPA は、本業務一式につき検査を行い、本書に定める基準に適合していれば、請負者に本業務一式の合格を通知し、業務を完了したものとみなす。

2.5.2 支払方法

検査合格の場合、請負者は毎月、稼働環境サービス提供に係る月額費用及びこれに対する消費税相当額を請求すること。なお、稼働環境構築及びWeb フォーム作成に係る初期費用及びこれに対する消費税相当額は各サービス提供初月度の請求額に含めること。

3. 成績照会システム要件

3.1 情報システム稼働環境要件

情報システム稼働環境要件を以下に示す。なお、システム利用の繁閑に応じてハードウェアリソース及びネットワークリソースを増減させてもよい。

3.1.1 仮想ハードウェア構成

(1) 仮想サーバ

ア Web/AP/DB サーバ

- ・2 台提供すること。
- ・アクティブ/アクティブによる冗長化を行い、片方の障害時にも継続してサービスを提供すること。
- ・ピーク時に以下のリソースを確保できること。

- ① CPU : Xeon 4core 相当以上
- ② メモリ : 8GB 以上
- ③ ストレージ領域 : 300GB 以上

イ 開発環境サーバ

- ・1 台提供すること。
- ・以下のリソースを確保できること。

- ① CPU : Xeon 2core 相当以上
- ② メモリ : 3GB 以上
- ③ ストレージ領域 : 300GB 以上

ウ 全台共通

リモート操作が可能であること。IPA からメンテナンス用回線経由で接続し、キーボード又はマウスを使用して、各サーバの操作が可能であること。

(2) ファイアウォール

不正な通信を制御するためにファイアウォール機能を提供すること。ファイアウォール機能を提供する機器は冗長構成となっていること。

(3) ロードバランサ

Web/AP/DB サーバの冗長構成を実現する負荷分散機能を提供すること。負荷分散機能を提供する機器は冗長構成となっていること。

3.1.2 ソフトウェア構成

(1) 仮想サーバ OS

- ・Linux ベースの OS (Red Hat Enterprise Linux または CentOS) があらかじめインストールされており、使用可能な状態であること。インストール時の最新のバージョンを導入すること。
- ・各サーバの root 権限を IPA に割り当てること。

(2) ウイルス対策ソフトウェア

ウイルス対策ソフトウェアがあらかじめインストールされており、使用可能な状態であること。

3.1.3 ネットワーク構成

(1) インターネットコネクティビティ

IDCにおけるインターネット接続（共用可）が標準で確保され、バックボーンルータと本システム側スイッチ間は、バックボーンルータ及びインターネット接続回線が共に冗長化されており、主回線側ルータまたは回線に異常が発生した場合、予備回線に接続することで即座に切り替えることが可能であること。

次の帯域を提供可能であること。帯域が確保されていることが望ましい。

- ・本システムからインターネット向け（上り）方向の帯域：10Mbps
- ・インターネットから本システム向け（下り）方向の帯域：1Mbps

(2) SSL

通信はSSL暗号化を行い、暗号化強度はRSA 2048bit以上であること。また、IPAが別途用意するサーバ証明書を導入できること。

(3) セカンダリ DNS

セカンダリ DNS サーバを1台以上提供し運用すること（ASPサービスでの提供可）。

(4) グローバル IP アドレス

必要な数のスタティックな IPv4 グローバルアドレスを割り当てること。

(5) 独自ドメイン

ipa.go.jp ドメインが使用できること。

(6) メンテナンス用回線

- ・メンテナンス用として、IPA のネットワークとインターネット VPN を利用したセキュアな回線を接続できること。
- ・VPN ルータ等必要な機器を提供すること。
- ・ベストエフォート 100Mbps 程度のインターネット VPN 用回線を1回線提供すること。
- ・プロバイダサービスを提供し、スタティックな IPv4 グローバルアドレスを1つ以上割り当てること。

3.2 規模要件

(1) 利用者数

各稼働環境サービス提供期間（以下「サービス期間」という。）あたり、20万人程度である。大部分の利用が合格発表日に集中する。

(2) サービスの季節性

サービス提供期間は次とおり分類される。

ア ピーク期

年4回（春期：5月・6月、秋期：11月・12月）、合格発表後1時間

イ 繁忙期

年4回（春期：5月・6月、秋期：11月・12月）、合格発表後24時間（ピーク期を除く）

ウ 閑散期

ピーク期及び繁忙期を除く、5月中旬～9月末、11月中旬～3月末

エ サービス停止期間

4月～5月中旬、10月～11月中旬

3.3 性能要件

成績照会システムの最大同時アクセス数はピーク期に約 10,000 件、繁忙期に約 2,000 件、閑散期は約 100 件である。稼働環境サービスの提供にあたっては、各期間の処理量に応じ、必要なだけの十分なリソースを提供すること。

3.4 運用監視要件

(1) 障害通知

障害発生時、検知したアラート（サーバの死活監視、ネットワークポート監視、URL 監視等）を指定のメールアドレスに 20 分以内に通知すること。

(2) 運用管理画面

- ・稼働環境用の管理画面を用意すること。
- ・管理画面は Web ブラウザからアクセス可能で、サーバの電源オフ/オンや再起動、監視設定、監視通知先の設定、root パスワードの設定等が行えること。
- ・管理用アカウントごとの権限設定が可能であること。

3.5 バックアップ要件

情報システム稼働環境の変更等を行った場合、正常動作を確認後、システムのバックアップを取得すること。

3.6 拡張性・柔軟性要件

- ・サービス利用の繁閑に応じて、ハードウェアリソース及びネットワークリソースを効率的に増減できること。
- ・リソースの増減設定にあたっては、請負者だけでなく、IPA 担当者が必要に応じて操作できること。
- ・設定後 1 時間以内に設定内容を反映できること。

3.7 移行要件

(1) ドメインの移行性

現行システムで利用中の独自ドメイン名 (ipa.go.jp) が継続して使用できること。

(2) アプリケーション移行支援

- ・IPA が既存アプリケーションを移行するが、その移行に先立ち、設定確認等を行うこと。
- ・移行後、IPA がシステムの正常動作、運用等のテストを行うため、必要に応じて支援を行うこと。

4. 願書訂正依頼システム要件

4.1 情報システム稼働環境要件

4.1.1 業務機能要件

(1) 訂正依頼データ入力機能

ア 基本的要件

訂正依頼内容の入力を受付け、入力結果を表示し、内容確認のメールを送信するものとする。

イ 機能要件

- ・テキストフィールド、チェックボックス、リストボックス等の画面部品から項目の入力ができ、当該部品単位での属性チェックができること。
- ・漢字入力については、JIS 第一水準及び第二水準のチェック（該非判定を行い、エラー処理で“■”に置き換える等）ができること。
- ・入力されたメールアドレスに対し、入力内容を含めた確認メールが送信できること。

(2) 連携データ作成機能

ア 基本的要件

訂正依頼内容は、日次で情報処理技術者試験システム（以下「試験システム」という。）に連携されるものとする。本システムは、訂正依頼を受付けた都度、所定のファイルレイアウトにて連携用データファイル（CSV データ）の作成を行い、所定のディレクトリに蓄積する。

イ 機能要件

- ・訂正依頼を受付けた都度、入力内容データを外部出力できること。データは所定のファイルレイアウトにて、CSV データファイルを作成できること。
- ・作成したデータを所定のディレクトリに蓄積できること。

4.1.2 画面要件

現行画面デザイン及び遷移等を原則踏襲することとし、必要に応じ変更等を行うものとする。現行システムは申込、訂正依頼、確認、申込完了、申込終了画面がある。

4.1.3 外部インタフェース要件

願書訂正依頼システムが行う業務のうち、試験システムとのインタフェースは以下の通りである。

(1) 対象データ

訂正依頼内容データ

(2) 連携方式

CSV ファイル転送

(3) 連携タイミング

日次（夜間）

4.2 情報システム稼働環境要件

4.2.1 ネットワーク構成

(1) インターネットコネクティビティ

IDC におけるインターネット接続（共用可）が標準で確保され、バックボーンルータと本システム側スイッチ間は、バックボーンルータ及びインターネット接続回線が共に冗長化されており、主回線側ルータまたは回線に異常が発生した場合、予備回線に接続することで即座に切り替えることが可能であること。

(2) グローバル IP アドレス

スタティックな IPv4 グローバルアドレスを 1 つ割り当てること。

(3) SSL

通信は SSL 暗号化を行い、暗号化強度は RSA 2048bit 以上であること。また、IPA が別途用意するサーバ証明書を導入できること。

(4) 独自ドメイン

ipa.go.jp ドメインが使用できること。

4.2.2 アクセシビリティ要件

Web フォーム作成にあたっては、日本語で記述されたコンテンツのみを取り扱うこと。

4.3 規模要件

(1) 利用者数

一サービス期間あたり 1,500 人程度である。期間中の繁閑に大きな差は無い。

(2) サービスの季節性

サービス期間は次のとおり分類される。

ア サービス提供期間

1月中旬～2月下旬、7月中旬～8月下旬

イ サービス停止期間

上記以外

4.4 性能要件

願書訂正依頼システムの最大同時アクセス数は約 20 件である。稼働環境サービスの提供にあたっては、各期間の処理量に応じ、必要なだけの十分なリソースを提供すること。

4.5 運用監視要件

- (1) 稼働環境用の管理画面を用意すること。
- (2) 管理画面は Web ブラウザからアクセス可能で、コンテンツの操作、トラフィックの確認、アカウントの管理、アクセス解析の確認が可能であること。
- (3) 管理用アカウントごとの権限設定が可能であること。

4.6 バックアップ要件

サービス期間中、日単位でコンテンツデータのバックアップを取得すること。

4.7 移行要件

現行システムで利用中の独自ドメイン名 (ipa.go.jp) が継続して使用できること。

5. 可用性・信頼性要件

(1) インフラ構成

Web 環境を構成するすべての機器、電源及び必要なネットワークをすべて冗長化し、単一の機器障害の場合には停止しない構成となっていること。

(2) サービス時間

サービスを提供する時間帯は、24 時間 365 日（計画停止／定期保守を除く）とすること。

(3) 計画停止予定通知

定期的な保守停止に関する事前連絡は、2 週間以上前に通知すること。

(4) サービス提供終了時の事前通知

請負者は、事業としてのサービス提供を終了する場合は、15 か月以上前に通知すること。

6. 教育要件

IPA 担当者がシステムを管理するにあたり、必要なマニュアルを提供すること。

7. 運用要件

(1) データセンター設置場所

データセンターは日本国内に設置し、本業務のデータも同データセンターに格納すること。

(2) ファシリティ

- ・請負者が管理するデータセンターであって、24 時間 365 日体制で運用管理されていること。
- ・耐震及び防火設備の備わった建物を使用し、非常時用の予備電源設備を有すること。
- ・空調設備及び受電ルートの監視・冗長化がされていること。

- ・本人確認による入退室管理を行っていること。
 - ・24時間365日入退館可能であること。
- (3) 修正プログラム・パターンファイルの適用
- ・稼動開始時点で OS、ウイルス対策ソフトウェア等の最新版の修正プログラムが適用されていること。
 - ・ウイルス対策ソフトは最新のパターンファイルを適用すること。

8. 保守要件

- ・障害が発生した場合に、24時間365日体制で問合せ受付が行えるサポートセンターを有すること。
- ・その他問合せ等の受付窓口は、平日9時から17時の時間帯を含む受付と応答相当のサービスを提供すること。また、日本語によるコミュニケーションが可能なこと。

9. セキュリティ要件

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規程は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPA より開示された資料や情報を含む）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保する為の体制及び機密情報の責任者を定めること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認する為の調査をする場合がある。
- (6) IPA との秘密情報の受け渡しは、安全管理措置が講じられた方法を採用すること。また、本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む）が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で破棄若しくは消去し IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (7) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置を取ること。
- (8) 本業務に従事する者を限定すること。また、請負者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務のすべての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を IPA に提供すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を IPA に再提供すること。
- (9) 本業務に関わるインシデントが発生した場合の対処方法について、事前に IPA と協議し決定すること。また、インシデント発生時は、決定した対処方法に基づく対応を行うこと。
- (10) 本業務の遂行において、IPA が意図しない変更がシステムに対して行われなことを保証する管理体制を整備すること。
- (11) 再委託を行う場合、再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように再委託先に担保させ、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- (12) 作業環境及び作業工程において、セキュリティを維持するための手順及び環境を定めること。
- (13) セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否を IPA と協議したうえで、双方合意のもと必要と判断した場合は、対策を実施すること。

(14) TLS (SSL) 通信を行うシステムの構築、運用、保守においては、「SSL/TLS 暗号設定ガイドライン」に従うこと。

https://www.ipa.go.jp/security/vuln/ssl_crypt_config.html

(15) 暗号化機能、電子署名機能を使用するシステムの構築、運用、保守に際しては、「電子政府推奨暗号リスト」に基づくアルゴリズム及びプロトコルを採用すること。

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

(16) 上記(1)～(15)の要件を達成できなくなった場合、又はそうした状態になることが予見された場合は、必要となる改善策を提案し、IPA と協議の上実施すること。

10. その他

本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上確認が必要な事項、又は疑義が生じた事項については、IPA 担当者に確認し、その指示を受けるものとする。

以上